

墓上植樹と真宗

佐々木孝正

一

近時、真宗地帯における特異な墓制として、「無墓制」が注目をあつめている。火葬をおこなう真宗門徒のあいだに、遺骨を収納し、墓参のための石塔・石碑や木碑の類を建立した一定の墓地を全く持たない地域が存在するという事実である。例えば、鳥取県東伯郡東郷湖畔の浅津地区は、浄土真宗本願寺派香宝寺の門徒地域であるが、湖辺で火葬に付したあとの遺骨は、最近まで火葬場の横を流れる小川を通して、東郷湖に遺棄していた。墓は一切なく、若干の火葬骨を大谷本願納骨などのために取り置くのみであった。^①

また、石川県白山々麓の深瀬地区でも、明治十五年まで

墓や墓参の風習は全くなく、遺体は火葬に付したあと、本山納骨のためにわずかな骨を取り置くだけで、残りは悉く火葬場の附近に埋めたという。^②このほか、このような無墓制を保持する門徒地域として、滋賀県の近江八幡、山口県室積の五軒屋、同県の笠佐島、岐阜県揖斐郡の徳山村・坂内村・藤橋村・久瀬村、徳島県那賀郡の今津地方などが報告されている。^③そして門徒のあいだに、このような無墓制の習俗が存在する理由として、基本的には、真宗教義の影響によるものではなからうかと考えられているようである。^④つまり、真宗の教義を受容した門徒の信仰生活が生み出した独自の墓制とみなされているようである。

私も無墓制は教義の影響によるところが大きく、門徒における特色ある葬墓習俗の一つと思うが、今一つ真宗地帯

で注目すべき墓制として、「墓上植樹」の習俗がある。松や杉のような常磐木、あるいは桜や椿のような特定の樹木の苗木を、火葬骨を埋めた墓塚の上や、或は土葬をおこなった土饅頭の上に植樹して墓じるとし、盆の墓参の時などにおける礼拝の対象とするものである。これは室町時代から江戸時代初頭にかけての本願寺歴代宗主やその一族の墓制としてもおこなわれたものであり、現存の習俗としては、例えば東本願寺北陸門徒の墓制にもハカマツ（墓松）と呼ばれて顕著である。

このような墓制は、名号や法名・俗名、或は先祖代々等の文言を刻字した石塔や石碑、又はそれらを墨書した角柱形の木碑を以って墓とみなす一般の墳墓意識からすれば、むしろ無墓制に近い習俗であるともいえよう。これがなによりも本願寺宗主や門徒のあいだに伝承されたのであるか、また、広く葬墓制全般やその歴史のなかでは、いかなる位置を占めるものであるかを検討することは、真宗教義を受容する門徒の信仰生活や、その宗教的基盤を考察するうえに、きわめて有益であると思うのである。葬墓制は、それを伝承する人々の宗教意識や仏教受容の態度を、直截簡明に表出するからである。

そこで小論ではこのような立場から、真宗の場合を中心

に、墓上植樹の文献と民俗に若干注目し、少し鄙見を加えてみたいと思う。

二

本願寺教団が教団体制を整備し、名実ともに庶民的教団としてその地歩を確立するのは、八代宗主蓮如の時代であるとされる。蓮如は明応八年三月二十五日、洛東山科本願寺の南殿において八十五才で示寂したが、翌二十六日火葬、二十七日収骨と灰葬が執り行なわれた。玄智の『大谷本願寺通紀』（巻二）は、

二十七日収遺骨、某日築墳瘞于山科之原、樹松為レ記

とあり、火葬骨を埋めた墳墓上に、墓じるとして松を植樹したと述べている。

弘長二年十一月二十八日に示寂した開祖親鸞の墳墓が、「鳥辺野ノ北辺吉水ノ近隣大谷ニ納テ石碑ヲ立、翌年九月廿五日、印信僧都三丈五尺十三重ノ塔廟ヲ造テ碑ニ並テ建レ之」^⑤云々と伝えられ、この石碑として西本願寺本『親鸞伝絵』に、方形の忌垣で囲った一基の笠塔婆が描かれていることと比較すれば、庶民的教団の大成者としての蓮如の墳墓は、葬礼・中陰に重きをおかず、日常生活における婦

命の信心こそ大切とする宗義を、没後においてもその簡素な墓相において、身を以て示したものと見て、まことに意味深いものがあるといえる。

植樹のみの墳墓は死者の個性を表出せず、また一切の仏教的要素を混じぬものであり、常磐木その他の生木を以て神霊を齎ぎまつる、民族固有の伝統に立脚するものだからである。おそらく蓮如は、これを没後の自分にもっともふさわしい墳墓のあり方と考え、採用するよう指示しておいたものであろう。

一般に、蓮如にはじまる本願寺の葬制は、独自の作法次第をもって制式化され、如來および師主知識に対する報恩謝徳の儀礼として意義づけられる。しかし民俗的にみれば、葬送習俗一般ともきわめて共通点の多いものなのである。^⑥墓上植樹も、一般庶民に建塔・建碑の風習が広まりはじめる江戸時代初期まで、歴代宗主やその一族の墓制として継承されたとみられるのは、このような意味で充分留意されねばならないといえる。

さて、九代宗主実如は、大永五年二月七日に葬送の儀が行なわれ、同日に拾骨があった。その墳墓は、

某日、築墳于山科之原、植樹為記在蓮師墓數百歩、兩松林之中とあり、これもおそらく松の植樹であったらう。^⑦

また、蓮如の十二男実孝の室であった妙宗尼（天文十二年正月六日没）の場合は、吉野の上市に火葬塚が築かれた。その『葬・中陰記』には、

十一日ニ葬所ノ灰ヲトリ、上市ノ上へ藤エモン道ツカヲツキコメ候。ウエニ松ヲウエ候とある。^⑧

十代宗主証如（天文二十三年八月十三日示寂）の場合については『大谷本願寺通記』（巻二）に

某日、奉靈骨至京、築墳於山科之原、植樹為記、〔在実宗主墓南〕、一云、十月十一日、頭宗主以下上下二十六人供奉、至自大坂、十二日藏之山科。一云、大坂城二丸有御廟松一株、松下有一小祠」とある。御廟の松の根方に設けられた小祠には、おそらく火葬骨を安置したのであろう。『証如上人御遷化日記』^⑨によれば、墓築きは八月二十八日のことと記し、墳墓上に植えた樹は桜であったと伝えている。

十一代宗主頭如（文禄元年十一月二十四日示寂）の墳墓については、『頭如上人御往生記』^⑩は、

御灰納ハ五十日ノ仕上過テ大谷祖師靈廟ノナラビニ埋藏、……

とのみ伝える。『大谷本願寺通記』（巻二）も総骨埋納上

の植樹については、何ら述べていない。

十二代宗主西本願寺准如(寛永七年十一月三十日示寂)については、『准如上人遷化之記』^⑩に、

御齋過テ御灰桶大谷ニテ御塚ニツキ被取候。御塚ノ上ニハ桜ノ木ヲ被植候。

とあり、『大谷本願寺通紀』(巻三)も、十二月二十九日の初月忌の齋のあと、遺骨を大谷におさめ、「墓上植_二桜樹_一為_レ記」と記している。したがって、十一代宗主頭如の場合も、墓上にはおそらく桜の植樹がなされたものと推定してよいであろう。

また、『大谷本願寺通紀』(巻三)は准如の歯骨について、

斎七後、藏_二齒骨於祖龕壇下、寛文二年三月、改移_二今地_一南脇_二建_二石_一碑_一焉。

とあって、上骨としての歯骨は寛文三年、宗祖親鸞の遺骨を奉安する龕の壇下から南脇に改葬し、建碑がなされたのであった。以後、十三代良如宗主以下の西本願寺歴代宗主の墓について、建碑の事実は述べられても、植樹の記述は姿を消すのである。

以上の事例からも推察されるように、本願寺教団にあっては、蓮如宗主の時代から、本願寺の権威主義が固定化を

示す江戸時代初期まで、墓上植樹の風習は、宗主やその一族の墓制として一般的であったとみられよう。

ところで、周知のように、わが国の墓制史において、墳墓の上または墓域に植樹することは、古代から中世末期まで、きわめて普遍的な風習であったと思われる。とくに庶民社会においては、いわば有り触れた墳墓形態の一つとして、広く伝承されてきたものであろう。

すでに『続日本紀』慶雲三年三月丁巳条の文武天皇詔のなかに、「但氏々祖墓及百姓宅辺、栽_レ樹為_レ林并周二三十許歩、不在_二禁限_一」とあり、『類聚三代格』に載せる大同元年八月二十五日の太政官符にも、「氏々祖墓及百姓栽_レ樹為_レ林等事」の一条がみえる。

また、『日本後紀』延暦十八年三月丁巳条菅野朝臣真道等の言上の中には、河内国の野中寺の南にあった先祖の葛井、船、津の三氏の墓地について、「而今樵夫成_レ市、採_二伐冢樹_一、先祖幽魂、永失_レ所_レ歸」とのべ、墓地の樹木の伐採を禁止するよう求めている。墓域の樹木は、先祖の靈魂の憑りつき籠る所とみなしていたことが知られるのである。

墓域をめぐって植樹することは、『左経記』に後一条天皇の墓所について「令人夫堀塘其廻令_レ植_レ樹云々」^⑪とあり、船岡西北で火葬にせられた近衛天皇の葬所についても「築

「陵植樹被掘埋」とみえる。中世の『吉事略儀』も山作所行事の一つに、「立廻釘貫植松、四面掘溝」と述べている。これら植樹は、墓域保全というよりは、殯所としての青山を設ける意識が根底にあり、そこから天皇の靈魂の籠り鎮まる所を設営するための植樹であるとみられよう。

また、平安時代貴族の墓上植樹について、『本朝文粹』（卷十四）に載せる長徳四年十月十二日の「為右近中将源宣方四十九日願文」には、「嗟吁、北芒新墳、已見七尺之花樹、西方極樂、定登九品之蓮台」とある。植樹した墳墓上の樹木が根づき、且つ開花することに死者の往生を読み取るうとした信仰意識が認められる。

中世庶民の墓上植樹は、河本家本『餓鬼草子』や『一遍聖絵』などにみえる墳墓の図からも、きわめて普遍的な習俗であったと思われる。また、世阿弥元清の謡曲『忠度』に、討死した平忠度のために、須磨の浦の磯辺に「ゆかりの人の殖え置きし跡のしるしの花」として桜が語られ、同じく『松風村雨』に、「兄弟の女人のしるし」として、「其身は土中に埋もるれども、名は残るよの形見とて、かはらぬ色の松一本」と松が登場するが、いずれも室町時代における墓上または墓辺の植樹習俗を反映しているよう。松を以て死者の永遠なる形見とみるのも、常磐木を以て死者の不

減なる靈魂の依代とみる民族固有の信仰意識があったためといえよう。

さらに、永享四年、観世十郎元雅の作である謡曲『墨田川』には、人商人にさらわれたあと、死没した梅若丸の墓所について、

生死の習ひ空しく成りて候間、遺言にまかせ此路次の土中に筑きこめ、しるしに柳を植えて候。

と語られる。そして梅若丸の祥月命日には、所の人々が墓所に集まり、大念仏でその靈を弔ったとあるので、墓塚上の柳は、念仏供養をうける梅若丸の靈魂の依代であったとみられよう。

以上のように、中世における墓上又は墓辺の植樹は、近世における両墓制の詣り墓に相当するものであったといえる。^⑧石塔・石碑や木碑建立の先行形態の一つとして、常緑樹や特定の樹木があったと思うのである。

室町時代以降の仏教は、庶民の日常生活と結んで、葬祭仏教として習俗化を深めるのである。そこから各宗各様の姿をとって、仏教的色彩の強い多様な葬墓習俗が展開するのである。中世末期からあらわれる庶民における建碑の流行も、そのような風潮のなかで生れ出たものであるといえよう。しかし本願寺宗主らの墓上植樹は、このような風潮

に染まることをかたく誠め、自己にもっともふさわしい簡素な墓制として、前代以来、民衆社会に普遍的であった墓上植樹の習俗をとり入れたものと考えてよいであろう。

三

さて次に、以上のような民族的伝統に根ざす墓上植樹が、現存の民俗としてはどのような展開を示しているか、富山県と石川県下における真宗門徒のハカマツ（墓松）習俗を中心にみてみよう。

まず富山県の場合であるが、『県史』^⑭は次のように記している。

射水や礪波ではハカマツという言葉がある。小杉町黒河でも大正にはまだ石墓以外に、骨かめをうめたかたわらに松をうえたりした風があった。梅檀山中尾では骨壺をうめて、松、杉を目印として植え、ハカマツとよんでいた。

大田栄太郎氏も『礪波民俗語彙』によりつつ、同じく梅檀山村中尾（礪波市井栗谷）の例をあげ、墓松は大きくなり邪魔になると寺へ寄進するとのべ、「高岡市の手洗野でも墓をつくると、脇に、椿、松、杉などを植える」とのべている。

以上の報告からも、富山県の射水郡、西礪波郡、礪波市、小矢部市など、富山県の西部一帯に、火葬骨を土中に埋納した墓塚上に、松、杉、椿などを植樹する習俗が、かつては広く存在したと推察される。

また、富山県に隣接する石川県河北郡津幡町や金沢市東部の村落的地域にも、墓上植樹の習俗は顕著に残存している。小倉学氏は、

河北郡津幡町では、石碑の墓と並行して塚も多い。塚には松の木を植えることが例となっていて、これをハカマツという。盆には、その根方に蠟燭と線香を立て花を供えて供養している。^⑮と報じている。

火葬骨を弧に入れて、墓地の松の木に四十九日の中陰期間掛けておく「骨掛け」の習俗は、上別府茂氏がその分布を確認したが、この津幡町ならびに隣接する金沢市北東部の山間地域に最近までおこなわれていた。今村充夫氏もその分布と津幡町浅田の骨掛けを紹介しているが、頭骨・歯骨などの上骨を納めた骨瓶と、骨掛けを終えた苞入りの総骨とを土中に埋め、五寸ほどの高さに土を四角に平坦に盛り、松を植えるのが墓松であると報告している。^⑯私もこの地域については、実地に墓松習俗の存在を確認する機会を

得たので、次にその若干の事例を挙げてみることにしたい。

津幡町浅田。今村充夫氏が報じたように、墓松のみで石塔・石碑を持たない墓地もあったようであるが、昭和四十年の墓地移転後は、整然と区画された公園風墓地に石塔・石碑が並んでいる。しかし、これら墓石の横や斜め前には、必ず一本ずつ若松の苗木が植えられ、建塔・建碑以後における墓上植樹の伝統を残している。石塔・石碑は明治末年より土地の旦那衆によって建てはじめられた。なお、骨掛けは昭和四十二年頃までおこなわれた。

同町朝日畑。ハカマツと称し、かつて墓は松が植樹された。昭和三十年頃から杉の植樹に変更した。巨木となった昔の墓松は伐採され、寺院の建築用材として寄進された。近年、村落内での火葬を廃し、内灘の火葬場へ死者を運んで以来、植樹を中止した。石塔・石碑の建立は大正末年までではなく、昭和に入ってから始まり、第二次大戦後増加した。

これら石墓の下には骨瓶に入れた上骨を収納する。また、大谷本願納骨のため、上骨の分骨がおこなわれる。その他の総骨は新しい菰にくるんで四十九日間の骨掛けをおこなったあと、土中に埋め植樹された。しかし火葬場変更後は廃絶した。なお寒中の埋骨はさけた。盆には石墓、墓松の双方へ、線香、蠟燭、花、切り子灯籠を持参して墓参がお

こなわれる。

同町南横根。埋骨した上に松または杉が植樹された。現在も村内で火葬をおこなうが、石塔・石碑の建立が普及して以来、墓上植樹は衰微した。石塔・石碑の下には、建立時の死者の遺骨だけではなく、すでに過去に埋骨された近親者の上骨を掘り出し、併せて収納するので一種の寄せ墓である。これは南横根に限らず、この地方一帯の墓地においても同様に認められる。巨木となった先祖の松は、寺院建立の用材として伐採し寄進された。骨掛けは昭和二十年頃までおこなわれた。

金沢市南千石町。墓上の植樹には松が多く、杉も用いられた。建塔・建碑は大正年間にはじまる。火葬骨のうち、拾骨された上骨を除き、藁苞に入れた下骨は、墓地にある先祖の木に四十九日間または百日間の骨掛けをしたが現在は廃絶した。

同市加賀朝日町。現在も墓上の植樹があり、松または杉が用いられる。墓地はこの植樹によって森の外観を呈している。墓地内は三十七センチ程度の若松の苗木から十メートルを超す樹木まで、樹齢の不揃いが目立つ。石塔・石碑の建立は大正九年頃から始まり、明治年間の死者の骨をも一括した寄せ墓が多い。盆の墓参は他の地域の場合と同様に、

すべての墓上の樹木と石塔・石碑に対しおこなわれる。四十九日間の骨掛けがある。

同市千杉町。墓上植樹には松または杉、あるいは「アテ」の木が用いられる。骨掛けは四十九日間または百日間おこなわれたが今は廃絶した。植樹された樹木の周囲には、時にサンカクアシと呼ばれる竹三本組合せた殯が構築される。

同市福島町。墓上の植樹には松または椿が用いられる。骨掛けは、俵に入れて先祖の樹に四十九日間つるされたが、昭和四十年頃に廃絶した。

同市小池町。墓地は家ごとに各家の持山や畑に散在する。墓上の植樹には松または杉が用いられる。現在も村内で火葬をおこない、骨掛けもおこなわれる。孤につつんで四十九日間墓の樹にぶら下げる。石碑・石塔を建てず墓松のみの墓地が現存する。坂田家墓地は見晴しのよい山腹の高台にあり、二本の松の大木がそびえるのみである。滝田家墓地も同様の高台にあり、数メートル以上に成長した先祖の松と当主の両親の松の計三本があるほか、小さな石碑が松の間に一基置かれている。

同市四王寺町。山村的地域で墓地は道路に添って山頂近くにある。墓上の植樹はすべて杉である。石塔・石碑の建立は大正三年からはじめられた。

同市深谷町牧。墓上の植樹は杉が多く「アテ」の木も用いられる。建塔・建碑は明治四十二年からはじまり、大正以降普及した。各家ごとの墓域の奥に寄せ墓としての石塔・石碑を建て、その前方に死者ごとの植樹がある。多いところで一軒十五本を数える。

以上列挙したものは、現行の墓上植樹習俗のうち、きわめて限られた地域の事例にすぎない。しかしながら、すくなくとも明治の末年頃まで、これら真宗門徒の地域で墓といえ、石塔・石碑や木碑を建立したのではなく、火葬骨を埋めた墓塚上に、松や杉、椿などの樹木を植えたものを指していたのである。簡素で、且つ固有の信仰に基づく古代・中世的な墓制が、江戸時代を超えて、近代・現代まで伝承されてきたことは、まことに注目すべきことといえよう。

石川県志賀町上野でも、墓域に「モチ」の木を植えた積石墓があり、共同墓地では松を植えるというので、調査を進めればこの習俗の分布は、石川県下のみでも各地にその事実や痕跡を発見できると思われる。

また、柳田国男氏は、昭和四年に発表した論文「葬制の沿革について」^②において、友人が見た福島県伊達郡の山林化した墓地、氏が旅行中に突見した越後北蒲原郡の海辺の

墓地、千葉県長生郡の海濱の墓地などで、松や闊葉樹が植樹されており、埋葬法に植樹の風習の伴う場合があることを指摘している。

土葬にともなう墓上植樹は、滋賀県大津市仰木町上仰木の、比叡山の山腹に展開する念仏山とよばれる墓地にも認められる。自然石の墓じるしや、寄せ墓としての石塔・石碑も散見するが、一般に、土饅頭の上には三十センチ前後の若松が植樹され、その周囲は、先端を鋭く削った竹による放射状の殯と、さらにその外側にモンドリ型の巨大な殯が構築される。殯が終了した墓墳は、見事に成長した松のみとなり、その根方には、墓参の時の献花のための花筒が埋められるのみである。従って墓地全体は松林の外観を呈している。しかもこれらの墓地は、仰木町上仰木にある浄土真宗本願寺派専念寺の門徒の墓地がそのほとんどを占めているのである。

また兵庫県は、両墓制が濃厚に分布する地域として知られているが、城崎郡では真宗の門徒以外の墓地で、墓域の樹木が重要な意味を持つことが報告されている。同郡竹野町草飼では、詣り墓は寺の境内にあるが、埋め墓は埋葬して積み石をする。そのそばには、家毎に、石南花、椿、椎、杉、檜、ヘダラ(ヒサカキ)、楠などの特定の樹木が植樹さ

れてあり、その樹木によって、自分の家の位置を知るとい^②う。これは香住町相谷も同じであるとい^③う。また、加東郡社町上鴨川では、周囲に堀をめぐらし、中央に檜の太木を持つ墓地もあるとい^④う。

日野西真定氏の報告によれば、香住町相谷の浜名家墓地は第二次墓を「モリ」と称し、事実かつては森があったとい^⑤う。川南谷では草飼の場合のように、各家の樹木が決っており、自分の家の墓の位置を知る目じるしになるとい^⑥う。また和田では墓全体が一本の大樹の下に集中し、竹野町鬼神谷では樹齢数百年の杉の大木もあるとい^⑦う。

兵庫県の場合、両墓制の詣り墓として別に石塔・石碑が設けられたために、これら埋め墓の樹木は、埋葬場所を知^⑧るための単なる目標となっている。しかし本来は、死者霊や同族祖霊の依代として、墓参の対象になったものとみられよう。

両墓制の埋め墓は、罪穢にまみれた死体を遠ざけ、土中に埋めるとい^⑨う死体処理の場所であり、その埋葬地の所在は、早く忘却されることが願われるものであるから、植樹を以て永久に埋め墓の位置を標示する必要は、もともとなかったものとい^⑩わなければならないのである。従って墓域におけるこのような樹木も、石塔・石碑の先行形態であり、

中世的な詣り墓の一つと考えられよう。もともとは死者霊や祖霊の依代として植樹されたものと解釈されねばならぬであろう。

大間知篤三氏は、昭和九年、常陸の高岡村で、盆の十三日の墓参の情景を実見している。低い土手で囲われた一区域の墓地には、奥に四基の石碑とともに、塚と呼ばれる土葬の土饅頭数個があり、別に南天の立木一株が植えられていた。人々は石碑と塚に参拝し、水をかけ、それぞれに花と線香を供えて、拍手を打って拝んだが、南天の前でも同様のことをなしたという。この南天の樹への参拝について、「かつてそこに塚があったが、いつしか消えてしまったのである。葬式の折に塚の上に枝を插したのが根づいたのだと聞いた。」と記している。

常陸高岡村にもかつて墓上植樹の習俗があり、この南天は単なる墓しるしではなく、墓参と礼拝の対象であったことが知られる。しかし石碑の建立は、土饅頭上における植樹の風習を消滅せしめたとみられるのである。前掲の兵庫県下における墓地の樹木は、このような植樹の意味が忘れられ、本来の機能が衰退した姿を示していると考えられよう。

四

以上述べたことから推察されるように、墓上または墓辺の植樹は、金沢市や津幡町のように顕著な事例ではなくとも、変化と衰退を示しつつも現行の墓制のなかに痕迹をとどめていると考えよう。また、現行の墓制ではなくとも、若狭大島のニソの杜をはじめとして、各地の杜信仰^⑧、イワイジンや地神やダイジョウゴなど各種の叢祠の信仰または塚の信仰などに名残りをとどめているといえよう。

例えば、滋賀県大津市堅田町今堅田には、道路から少しはずれた田の中に一叢の松林があり、勾当内侍廟と呼ばれる積石塚が存在する。勾当内侍は新田義貞夫人であり、延元三年に戦死した義貞のあとを追って琵琶湖で入水自殺をとげたと伝えるが、塚の造営由来について江戸時代の由緒記は、「浦人其御からを納め奉り、石をつみて御墓をきつき、松あまたこれをめぐりて高くもりぬ。」^⑨とあり、積み石と墓辺における松の植樹を語るのである。墓地における植樹の伝統がこのような由来を語らしているといえよう。

このような意味で今一つ注意されるのは、三十三年や五十年の弔い切りに用いられる生木塔婆であろう。これはウ

レッキトローバ(梢付塔婆)、ハッキトローバ(葉付塔婆)など
 とよばれ、その伝承の分布は近畿を中心に全国各地におよ
 んでいる。弔い切りとは、長いまつりの期間を終了した死
 者霊が、生前の罪穢と個性を滅し、神霊や祖霊一般に昇華
 融合することを意味している。従って、これに生木の塔婆
 を用いることは、ヒモロギによる神まつりや先祖まつりの
 伝統を残したものと見て興味深いのである。しかしこれら
 生木塔婆は、弔い切りにのみ用いる一回限りの依代となっ
 ているが、大分県国東町富来では、「特に五十年忌の時は、
 ハイの木(サカキに似た木)の枝葉のついた塔婆を立てる。
 そうすると木が挿木になって生きつく」と、この生木が根
 づく信仰が語られる^③。これは靈魂のまつりに植樹があり、
 樹木が根つき成長することに、靈魂不滅の永遠性が具象化
 されていたからであるとみなければならぬであろう。弔
 い切りの生木塔婆は、石塔・石碑の建立によって、植樹の
 必要性を喪失した姿をとどめていると考えてもよいであら
 う。

以上縷々述べてきたように、墓上植樹の習俗は、固有の
 靈魂觀念に支えられ、いわば仏教の影響以前における「魂
 まつり」の伝統を強く残した墓制であるといえよう。これ
 が本願寺宗主や門徒の墓制としておこなわれてきたのは、

(平生の信心獲得を重視し、葬送に重きを置かず、また、死
 後における追善供養を説かぬ真宗の教説に支えられたため
 であることはあきらかであると思う。しかし門徒の墓上植
 樹は、たんに宗主の墓制に倣ったといったものではなく、
 門徒化以前における中世墓制の継承とみなければならぬ
 といえるのである。すなわち、基本的には、門徒の宗教生
 活の底辺に流れ続ける常民的な宗教心意の問題として理解
 されねばならないと思うのである。これはまた、無墓制の
 習俗をめぐるでも同様の配慮が必要であることは、論を俟
 たないところであるといえるのである。

註

- ① 昭和四十四年七月七日、筆者も参加した大谷大学国史学会
 山陰方面研究旅行における現地調査。最近この地の墓制が変
 化し、市営火葬場で火葬に付し、湖中への遺骨投棄を中止し、
 寺の納骨堂へ納めたり墓をつくるようになったという。児玉
 識氏「真宗地帯の風習——「渡り」の宗教生活を探る——」
 (竹田聰洲博士還暦記念会編『日本宗教の歴史と民俗』昭和
 五十一年十二月隆文館刊、所収)、千葉乘隆氏『中部山村社
 会の真宗』(昭和四十六年五月吉川弘文館刊)第一章奥美濃
 徳山の真宗と社会、参照。

- ② 石川県立郷土資料館紀要第四号『白山麓』(昭和四十八年
 三月刊)。

- ③ 児玉識氏前掲論文、同氏「周防大島の『かんまん』宗とその系譜」(河合正治編『瀬戸内海地域の宗教と文化』昭和五十一年二月雄山閣刊)。千葉葉隆氏前掲書、松久嘉枝氏「岐阜県揖斐郡坂内村の墓制——ある門徒の墓制の変遷——」(『日本民俗学』九十一号、昭和四十九年一月)、天野武氏「白山山麓の墓制——石川県白峰村・尾口村を中心に——」(『日本民俗学』九十二号、昭和四十九年三月)、森岡清美氏『真宗教団における家の構造』補論「真宗門徒における「無墓制」(昭和五十三年十一月御茶の水書房刊)及び註②、志水宏(行氏「宗教と村落構造——滋賀県安曇川町横江の場合——」(『大谷大学研究年報』第三十一集、昭和五十四年二月)。
- ④ 前掲の論著にみえる児玉識、森岡清美、天野武の諸氏の見解。
- ⑤ 先啓了雅『大谷遺跡録』巻一。
- ⑥ 拙稿「本願寺の葬制」(『大谷学報』四十九卷三号)。
- ⑦ 『大谷本願寺通紀』巻二。
- ⑧ 飯貝本善寺記録(大谷大学図書館所蔵の写真版による)。
- ⑨ 大谷大学図書館所蔵粟津家記録に所収。
- ⑩ 『祖門旧事紀残篇』(真宗全書雑部)所収。
- ⑪ 註⑨に同じ。
- ⑫ 長元九年五月十九日条。
- ⑬ 両墓制における詣り墓の先行形態、すなわち、石塔・石碑以前については枕石とする説(井之口章次氏『仏教以前』の「墓葬礼」の項)など、自然石を重視する傾向が強い。柳田
- 国男氏も『葬送習俗語彙』の「墓じるし」の項で、自然石や殯の構造物には注意したが、イキツキダケを除き、植樹については格別取りあげなかった。土井卓治氏もウレツキトパーのような生木を立てて霊魂をまつる習俗に留意はしたが、石による霊魂の常住性のみを重視している(同氏「民俗資料にあらわれた墓地」森浩一編『墓地』昭和五十年八月社会思想社刊所収)。これらの説に対し、五来重博士は、霊魂の依代としての常磐木の問題を重視され、墓制における植樹の重要性について、しばしば指摘されてきた(「墓の話」、「墓と供養」(『東方界』三十五号、四十六号)。
- ⑭ 『富山県史』民俗篇(昭和四十八年三月刊)第七章人の一生、墓の項。
- ⑮ 『日本の民俗 富山』(昭和四十九年六月第一法規刊)「人の一生」・墓の項。
- ⑯ 『日本の民俗 石川』(昭和四十九年五月第一法規刊)「人の一生」葬祭と墓制の項。
- ⑰ 「わが国の骨掛葬法について——石川県金沢市北部及び河北郡津幡町を中心として——」(『岡山民俗』一〇四号、昭和四十八年七月)。
- ⑱ 「津幡町の民俗」(津幡町史編纂委員会編『津幡町史』個別研究、昭和四十九年三月刊)。
- ⑲ 津幡町浅田、金沢市南千石町・加賀朝日町・千杉町・福島町は昭和四十八年十月調査。津幡町朝日畑・南横根、金沢市小池町・四王寺町・深谷町牧は昭和五十四年八月調査。

- ⑳ 北国新聞、昭和四十七年六月二十日号。
- ㉑ 『定本柳田国男集』第十五卷所収。
- ㉒ 昭和五十四年八月二十四日筆者の調査。
- ㉓ 『兵庫探検』民俗篇（昭和四十六年十一月神戸神聞社刊）「両墓制」の項。
- ㉔ 「兵庫県城崎郡竹野町付近の両墓制及び葬制の研究」〔近畿民俗〕四十五号、昭和四十三年七月。
- ㉕ 『常陸高岡村民俗誌』〔日本民俗誌大系〕第八卷、関東、所収。
- ㉖ ニソの杜と墓との関係について整理・考察した最近の論文として、橋本鉄男氏「杜と墓——ニソの杜祭祀の先行型——」〔『どるめん』十二号、昭和五十二年一月〕がある。なお、石川県下の杜信仰についても小林忠雄氏（石川県立郷土資料館）によって調査がすすめられ、オタンサマの杜（堀松）、フジの杜（北吉田）、スズメ杜（徳田）、タキサカの杜（矢田）など二十余ヶ所が確認されている。
- ㉗ 天保七年『一井家由緒記』（今堅田野神講所蔵文書）。
- ㉘ 上野鉄雄氏「富来部落の人生儀礼」（和歌森太郎編『くにさき』昭和三十五年四月、吉川弘文館刊）。生木塔婆と墓の木の関係については、柳田国男氏も「祭場の標示」〔日本の祭』定本柳田国男集第十巻）で注意をはらっている。
- 〔付記〕 石川県金沢市と津幡町の調査にあたって、本学講師木場明志氏の協力を得た。記して感謝の意を表する。〕
- （本学助教 国史学）